

後期高齢者医療被保険者証の窓口負担割合誤りについて

2023年12月15日
郡山市市民部
国民健康保険課
課長 二瓶 正仁
TEL：924-2148

後期高齢者医療被保険者証の窓口負担割合について、1割負担の方々に対し、誤って2割負担の被保険者証を交付していたことが判明しました。

1 判明の経緯

12月1日に、担当職員が、毎月配信される窓口負担割合を判定するためのリストを確認したところ、窓口負担割合に疑義がある方1名を発見したため、1年に1回配信される窓口負担割合を判定するためのリストを調査した結果、後期高齢者医療被保険者証に窓口負担割合を誤って記載した方が複数いることが判明しました。

2 誤りの内容

2023年度は11名、2022年度は6名の方々に対し、誤って2割負担の被保険者証を交付していました。

3 現在把握している影響

・2023年度：対象人数11名について

2023年8～10月の医療費自己負担が2割となっていたことから、うち医療機関の受診歴が確認できた10名の方には、本来の1割との差額分を療養費として114,957円（10名の合計試算額）を給付します。なお、1名の方は、医療機関の受診歴がないため、念のためご本人に確認のうえ対応いたします。

・2022年度：対象人数6名について

2022年10月～2023年7月の医療費自己負担が2割となっていたことから、本来の1割との差額分を療養費として110,629円（6名の合計試算額）を給付します。

※療養費：対象者に対し支払われる払戻額

※療養費は、福島県後期高齢者医療広域連合が、影響を受けた方からの申請に基づき、給付することとなります。

4 誤った原因

後期高齢者医療制度では、19歳未満の世帯員がいる世帯主に対して、その年齢や人数に応じて住民税課税標準額を控除した額で窓口負担割合を判定する必要があります。

2022年10月1日からの窓口負担割合2割の開始に伴い、負担割合の判定作業に必要な年次リストが新しく増えましたが、担当者がその存在に気付かず、リストの目的や行うべき事務の内容を認識しておらず、リストに載っているの方々に対して判定作業を行わなかったため、誤って2割負担の被保険者証を発行しました。

5 市の対応

- ・ご自宅を訪問して、窓口負担割合1割の被保険証を届けます。
- ・ご自宅を訪問した際に、市で把握したこれまでの受診履歴と、11月以降の医療機関の受診の有無をお聞きし、受診状況に応じて療養費の差額支給の申請をしていただくよう御案内します。

6 再発防止策

- ・制度変更の際は、課内で情報の共有を図り、職員間での周知、啓発に努めます。
- ・毎年6月に配信される年次のリストは、リスト確認者及び判定作業者により、適正な処理が行われたか確認をするダブルチェックを行います。
- ・毎年6～7月に行う被保険者証の更新作業の際に、リスト確認に漏れないように新たに事務処理チェックリストを作成し、これを利用した作業を実施します。

7 本件の経過

月 日	概要	詳 細
2022/8/11	2022 年度年次リスト配信	有効期限が2022（令和4）年10月～2023（令和5）年7月の被保険者証を作成するにあたり、負担割合の判定作業に必要な「扶養控除候補者リスト（年次）」が福島県後期高齢者医療広域連合から配信されるが、認識不足のため、判定作業を実施しなかった。
2022/10/1	改正法施行	高齢者の医療の確保に関する法律の改正法が施行される。 窓口負担割合2割が新設。
2023/6/10	2023 年度年次リスト配信	有効期限が2023（令和5）年8月～2024（令和6）年7月の被保険者証を作成するにあたり、負担割合の判定作業に必要な『扶養控除候補者リスト（年次）』が、福島県後期高齢者医療広域連合から配信されるが、認識不足のため、判定作業を実施しなかった。
2023/12/1	疑義覚知	職員が、毎月配信される『扶養控除候補者リスト（月次）』の確認を実施。窓口負担割合に疑義がある方1名を発見。
2023/12/4	疑義照会	福島県後期高齢者医療広域連合に問い合わせ実施。 当該被保険者については、6月10日に配信された『扶養控除候補者リスト（年次）』に掲載されているとの回答。 毎月配信されるリストの他、年1回配信される年次のリストも確認するよう回答あり。
2023/12/4	影響を調査	年に1回配信される『扶養控除候補者リスト（年次）』を確認。
2023/12/7	令和5年度対象者の確定	後期高齢者医療制度における住民税課税標準額の修正の実施が漏れた方が11名いることが判明。
2023/12/12	令和4年度対象者の確定	過去分に誤りが無いか調査の結果、有効期限が2022（令和4）年10月～2023（令和5）年7月の被保険者証について、後期高齢者医療制度における住民税課税標準額の修正の実施が漏れた方が6名いることが判明。
2023/12/13	対象者から問い合わせ	2名の方から、医療機関を受診したら窓口負担割合が違うと言われた旨の問い合わせが入る。 1割負担の被保険者証をお届けすることを説明し、謝罪。

(参考)

・窓口負担割合の要件

2割	本人あるいは同一世帯の被保険者の住民税課税標準額が 28 万円以上 145 万円未満の方(所得等の額により一部除外あり)
1割	本人あるいは同一世帯の被保険者の住民税課税標準額が 28 万円未満の方

・事務処理の役割分担

福島県後期高齢者医療広域連合	療養費支給申請書の内容審査、療養費支給
郡山市	正しい負担割合の被保険者証の作成、療養費支給申請書の受付、広域連合への申請書送付